

第7部 林野火災対策計画

林野火災の予防及び消防対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1章 実施組織

自助		共助	○	公助	○
----	--	----	---	----	---

林野火災の予防及び消防対策は、市内関係機関により構成する網走市林野火災予消防対策協議会が推進する。

1 実施機関

網走市林野火災予消防対策協議会、網走市、網走南部森林管理署及び森林事務所、網走地方気象台、オホーツク総合振興局、網走刑務所、網走警察署、網走駅、航空自衛隊第28警戒隊、網走地区消防組合、網走地区森林組合、オホーツク網走農業協同組合、網走地区林産協同組合、王子緑化株式会社、二見ヶ岡森林愛護組合、各林野防災巡視員、各市有林監視員

2 協力機関

網走市教育委員会、市内各小中学校、各報道機関、市内各交通機関

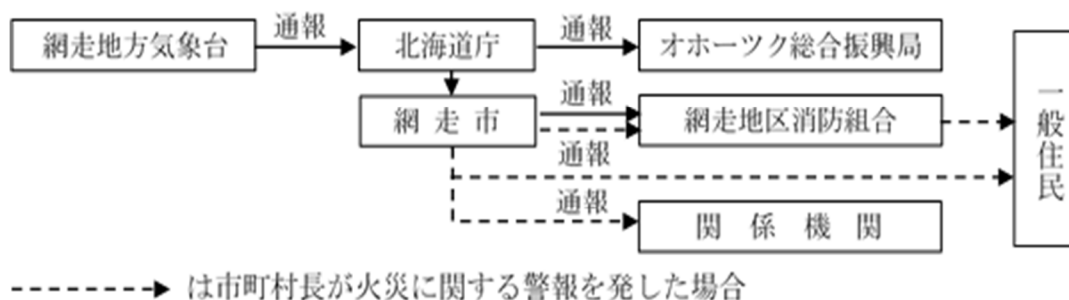
第2章 気象情報の連絡体制

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることから、気象予警報を的確に把握し、林野火災の予防の万全を期するため、次により気象情報の連絡体制を確立する。

1 林野火災気象通報伝達系統

火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)の伝達系統は、次のとおりである。



2 関係機関の措置

(1) 網走市

通報を受けた市は、通報内容及びとるべく予防対策等を、消防機関へ通報するものとする。また、市長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した市は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

(2) 網走地区消防組合

通報内容及びとるべき措置等を関係機関へ通報するとともに、住民に周知徹底を図る。

(3) 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、住民に周知徹底を図るものとする。

第3章 林野火災予防対策

自助

○

共助

○

公助

○

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、次により予防対策を講ずる。

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者に対し、入林中のたき火や喫煙を禁止するよう周知を図る。

2 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月から6月まで）中の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏季又は秋季に行うよう指導し、火入れ対策として次の事項を推進するとともに、網走市火入れに関する条例を遵守させる。

- (1) 火入れ方法の指導
- (2) 警報発令中、又は気象状況の急変及び人員不足等の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、必ず責任者に確認させる。

3 民有林野対策（林内事業者対策、大面積所有者）

林内において事業を営むものは、危険期間中、次の体制をとるものとする。

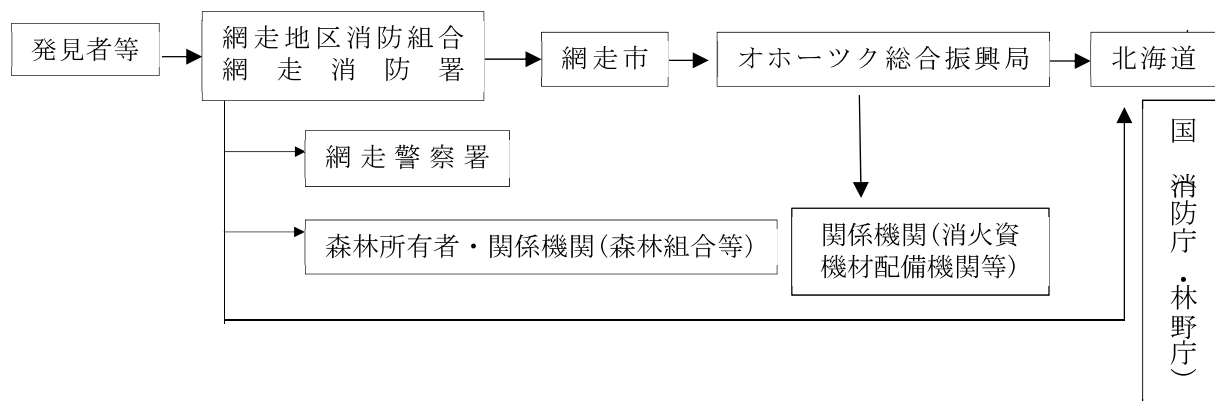
- (1) 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。
- (2) 事業箇所、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置し、標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との万全な連絡体制を図る。
- (4) 道路整備等林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

第4章 林野火災応急対策



1 情報通信

林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市等各関係機関が地域住民等に対して行う災害広報は、基本編 第6部 第3章「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への情報提供

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対し次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、広報車の利用等により次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の状況
- ウ 関係機関の実施する応急対策の概要
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

(3) 報道機関への情報提供

関係機関は報道機関に対し次の事項について情報を提供する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 林野火災消防対策

市及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期し、林野火災発生の際は、森林愛護組合及び関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図る。

4 避難措置

林野火災発生により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため避難の必要がある場合は、基本編 第6部 第4章「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 交通規制

林野火災発生時における交通規制については、基本編 第6部 第12章「災害警備計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 自衛隊派遣要請

林野火災発生時における自衛隊派遣要請については、基本編 第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 広域応援

市及び消防機関は、林野火災の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

8 林野火災予防思想の普及

- (1) 市広報紙、新聞、テレビ等による周知
- (2) ポスター、チラシ、看板等による周知
- (3) 小、中、高校生の協力による作文、標語募集